



省資源・環境保護に努めましょう!
○この冊子は再生紙を使用しています。
○ホッチキスは不燃物のため、製本に使用していません。

豊田法人会

香嵐渓



税を味方に、 強い経営を。



法人会とは…

法人会とは全国に440単位あり、おおむね半分の法人企業が加入する「健全な納税者の団体」「良き経営者をめざすものの団体」であります。

そのため会員の皆さんのが「正しい税知識を身につけたい」「積極的な経営をめざしたい」というご要望に応える、経済および税制に関する「講演会」「研修会」「説明会」等を経営者はもとより、実務担当者を対象に開催しております。

また、会員企業の経営の安定を図ることと、経営者並びに従業員の福利厚生制度充実のために保険受託会社と提携して各種保険制度を設けております。

豊田法人会の紹介

豊田法人会は、昭和26年4月岡崎法人会から独立して挙母法人会となり、昭和34年1月に豊田法人会となりました。

昭和51年5月には名古屋国税局から社団法人として許可され、平成25年4月には愛知県知事から公益社団法人として認定されました。

豊田法人会は公益社団法人としての活動を柱として、税のオピニオンリーダーに相応しい法人会をめざして邁進してまいります。

法人会活動が社会に広く貢献しながら、より一層充実し活発化していくためには、さらに組織を拡充していく必要がありますので、是非ご理解を賜りましてご入会下さいようお願い申し上げます。

公益社団法人 豊田法人会

〒471-0034

愛知県豊田市小坂本町1丁目25番地
(豊田商工会議所会館4F)

Tel : 0565-33-1314 Fax : 0565-33-6230

Contents No.142 ● ● ● ●

令和4年度税制改正要望 1

- ・ 令和4年度税制改正に関する提言(要約)
- ・ 提言手交

会員の栄誉 6

- ・ 春の叙勲 三宅英臣 氏

自主点検チェックシートを活用しましょう 6

女性部会 青年部会 7

- ・ 活動報告

豊田加茂県税事務所からのお知らせ 8

- ・ 「PayPay」「LINE Pay」「PayB」や
クレジットカードで納税できます！

豊田市消防本部からのお知らせ 9

- ・ 豊田市の救急車について

豊田税務署からのお知らせ 10

- ・ インボイス制度
- ・ マイナンバーの記載が必要です

豊田法人会行事予定 14

新会員のご紹介 15

表紙の説明 紅葉名所の紹介 16

脳トレクイズ 17

令和4年度 税制改正に関する提言 要約

基本的な課題

I 税・財政改革のあり方

- ▶膨大なコロナ対策費は先進諸国においても財政を悪化させた。しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。
- ▶我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。コロナ禍の克服は難題ではあるが、早期に解決の道筋をつけ、我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革によって持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならぬ。

1.財政健全化に向けて

- 2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、社会保障給付の急増が見込まれる「2025年問題」と称されている。政府が歳出・歳入の一体改革に本気で取り組めば、2025年度のPB黒字化は決して達成できない目標ではないことを強調しておきたい。

- (1)感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2)財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(3)国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求める。

2.社会保障制度に対する基本的考え方

- 社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。
 - 社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。
 - 次なる新型感染症が発生した場合に備える意味でも、抜本的な医療制度改革の議論を開始する必要がある。
- (1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2)医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。
- (3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4)生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6)中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3.行政改革の徹底

●地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4.マイナンバー制度について

●マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

II 経済活性化と中小企業対策

●政府は「骨太の方針2021」で、先進各国の後塵を拝しているデジタル化や世界的な潮流に遅れを取っている脱炭素化を柱に掲げ、成長と構造転換を図る考えを打ち出した。その方向性は理解できるが、もっと具体的な工程を早急に示すべきである。

1.新型コロナウイルスへの対応

●中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

2.中小企業の活性化に資する税制措置

(1)法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2)中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

(3)中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対応する。

3.事業承継税制の拡充

●我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
 - ②新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
 - ③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、新型コロナの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限(令和5年3月末日)および特例措置の適用期限(令和9年12月末日)を延長すべきである。
 - (3)取引相場のない株式の評価の見直し
- 取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

4.消費税への対応

●消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きい、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (2)システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。
- (3)令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休廃業を加速することになりか

ねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

III 地方のあり方

- 今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。
- 地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。
- (1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2)広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5)地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV 震災復興等

- 政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期することとしている。そのためにはこれまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。
- また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V その他

1. 納税環境の整備
2. 環境問題に対する税制上の対応
　　歐米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われる必要がある。
3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

- 1.役員給与の損金算入の拡充
 - (1)役員給与は原則損金算入とすべき
 - (2)同族会社も業績運動給与の損金算入を認めるべき
- 2.交際費課税の適用期限延長
- 3.欠損金繰戻還付の特例の適用期限延長

2. 所得税関係

- 1.所得税のあり方
 - (1)基幹税としての財源調達機能の回復
 - (2)各種控除制度の見直し
　　各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。
 - (3)個人住民税の均等割
　　地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。
- 2.少子化対策

3. 相続税・贈与税関係

- 1.現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要はあるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。
- 2.制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
 - (1)贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - (2)相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

4. 地方税関係

- 1.固定資産税の抜本的見直し
　　令和3年度税制改正においては、固定資産税の税額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く措置が講じられた。令和4年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、令和3年度改正と

同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

- (1)商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2)家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3)償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- (4)固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- (5)国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2.事業所税の廃止

事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

3.超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

4.法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5.その他

1.配当に対する二重課税の見直し

2.電子申告

提言手交

令和4年度 税制改正に関する提言

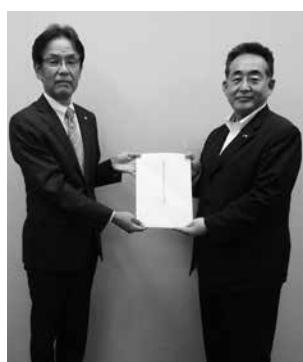
令和4年度税制改正に関する提言を
当会、大地洋三税制委員長が次の方々に手交しました。



豊田市長
太田 稔彦 氏



みよし市長
小野田 賢治 氏



豊田市議会議長
太田 博康 氏



みよし市議会議長
水野 隆市 氏

会員の栄誉

春の叙勲 旭日小綬章

豐田商工会議所 会頭

三宅英臣氏

令和3年4月29日付けで発令されました令和3年春の叙勲において、豊田商工会議所会頭の三宅英臣氏(豊田法人会の元副会長)が産業振興功労で、旭日小綬章を受章されました。

謹んでお喜び申し上げます。



自主点検チェックシートを活用しましょう。

○ 点検項目チェック表		II 貸借関係 (資産科目)			
科 目 等	点 検 項 目	点 検 標			
		9/30	3/31	/	/
現預金 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	13 現金、小切手による高額又は予定外(緊急)の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	14 預金(通帳)と帳簿の残高は一致していますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	15 受取手形の現物と補助簿(受取手形記入帳)は定期的に照合されていますか。	なし	なし		
売掛金 未収金	16 補助簿(売掛一覧表)と得意先に対する請求残高は一致していますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>		
	19 入金条件(決裁日、決裁手段)に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		

▷入出金が適切に管理される。

▷ 内部の不正行為を未然に
防止できる。

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック(国税庁後援)」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。

△法人事業概況説明書の(5)社内監査の欄に記入ができます。

法人事業概況説明書(裏面17)の「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

※「自主点検チェックシート」と「自主点検チェックシートガイドブック」は法人会ホームページからダウンロードできます。

法人会 自主点検チェックシート 検索

女性部会

活動
報告



花水木
女性部会の花

シンボルマーク

このマークは、女性部会の
4ブロックの強い絆を
表現しています。

Women's Idea and Activities
女性 理念 活動

(公社)豊田法人会女性部会

令和3年6月16日(水)

税務研修

講師 豊田税務署
法人課税第一部門統括官
左右田幹也 氏

1部

インボイス制度について

2部

食文化と税

去る6月16日、豊田税務署法人課税第一部門統括官の左右田幹也様(7月にご異動されております)を講師にお迎えし、「税務研修」を行いました。

テーマは1部を「インボイス制度」について、2年後の本格導入に向け『何が変わるのか?』『何を準備するのか?』を資料を基にお話し下さいました。消費税控除に関する制度で任意とはいえ、課税事業者としては登録すべきである事、又10月から始まる申請を早めに済ませる事を勧めて下さいました。

続く2部は「食文化と税」と題し、身近な調味料である「砂糖」「塩」「酢」「しょう油」「みそ」各々の税について歴史を踏まえた変遷……時代背景により、生活必需品か贅沢品かで課税内容が変わってきたという移り変わり等を大変興味深く拝聴しました。

青年部会

活動
報告

青年部会は「税法、経理、経営」の相互研究や会員相互の啓発・親睦を目的としています。次代を担う若手経営者、中堅幹部社員のみなさん、我々と共に新しい未来に向けて研鑽しましょう。

新入会員
募集中!

《年会費》3,000円
《会員資格》
豊田法人会員である法人に属した50歳以下の会員

●詳しくは法人会事務局まで!

税務研修会 令和3年6月25日

講師 豊田税務署副署長 宮村孝廉氏
適格請求書保存方式
(いわゆるインボイス制度)の
概要について

豊田税務署副署長の宮村孝廉様(7月にご異動されています)をお招きして、令和5年10月1日から導入される適格請求書保存方式(いわゆるインボイス制度)の概要についてご講話を賜りました。現行との変更点、適格請求書のイメージ、適格請求書発行事業者の登録申請等について分かりやすくご説明いただきました。また、昨年同様コロナ感染防止のためウェブ配信も行いました。



▶ 豊田法人会青年部会 歴代部会長

S53~55	共和産業(株)	夫 駿一
S55~56	新明工業(株)	通 外
S57~60	小島プレス工業(株)	幹 久
S61~62	小野建設(株)	司 康仁
S63~H01	横山興業(株)	一 夫
H02~04	日晶電機(株)	学 樹
H05~06	ユーネットランス(株)	也 樹
H07~10	奥田工業(株)	則 邦
H11~12	三豊化工(株)	郎 直
H13~14	トヨタランバーオフィス	寿 雅
H15~16	豊田段ボール工業(株)	治 典
H17~18	大東工業(株)	之 善
H19~20	(株)村上製作所	英 征
H21~22	(有)花一	孝 充
H23~24	神谷組工業(株)	造 雄
H25~26	(株)市川塗工店	映 智
H27~28	(株)エイチアールテクノ	
H29~30	(有)猿投観葉	
R01~02	川合自動車(株)	
R03~04	(株)エフピースタジオ	

愛知県豊田加茂県税事務所からのお知らせ

愛知県の県税を 「PayPay」「LINE Pay」「PayB」や クレジットカードで納税できます!

「PayPay」「LINE Pay」「PayB」を利用した納税

納付書の「コンビニ収納用バーコード」を読み取ることにより、支払いができます。

1 「PayPay」「LINE Pay」「PayB」が使える納税通知書・納付書

- (1)コンビニ収納用のバーコードが印刷されているもの
- (2)「コンビニ又はクレジット取扱期限」欄に印刷された取扱期限内のもの
- (3)納付書1枚あたりの合計金額が30万円以下のもの

2 ご利用方法

- (1)アプリを起動し、納付書の「コンビニ収納用バーコード」を読み取る
- (2)支払い内容を確認し、パスワード等の入力を行う
- (3)支払い完了

※パケット通信料は自己負担になります。

※アプリをお持ちでない方は、ダウンロードと初期登録が必要です。

※詳細な手順・ご利用方法はアプリにより異なりますので、各アプリ事業者のホームページをご確認ください。

(例) PayB

クレジットカード納税

「愛知県県税クレジットカードお支払いサイト」にて、支払いができます。

(金融機関、コンビニエンスストア及び県税事務所の窓口ではご利用いただけません。)

1 クレジットカード納税が可能な納税通知書・納付書

- (1)「納付番号」、「確認番号」、「クレジット取扱期限」が印刷されているもの
- (2)「クレジット取扱期限」欄に印刷された取扱期限内のもの

2 ご利用方法

- (1)「愛知県県税クレジットカードお支払いサイト (<https://zei.aichi.jp>)」へアクセスする
- (2)必要事項を入力する
- (3)支払い完了

※合計金額に応じた決済手数料がかかります(利用者負担)。

※手続きの詳細は、「愛知県県税クレジットカードお支払いサイト」をご確認ください。

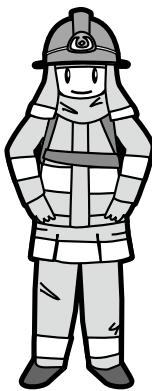
[愛知県県税クレジットカードお支払いサイト](#)

注意事項

○領収証書・納税証明書は発行されません。

※領収証書が必要な方や納税証明書が必要な方は、金融機関(ゆうちょ銀行を除く)、コンビニエンスストア又は県税事務所の窓口で納税してください。

※納税後に県税事務所、運輸支局及び自動車検査登録事務所等で納付確認ができるまで概ね1週間を要しますので、納税後すぐに車検を受けられる方は、金融機関、コンビニエンスストア又は県税事務所の窓口で納税してください。



豊田市 消防本部 からの お知らせ

119番通報の方法を知りたい。

様々な通報手段があります。
豊田市ホームページで詳しく紹介しています。

119番通報手段

- 一般加入電話(NTT固定電話・IP電話)
- 携帯電話
- ファクス119(ファクシミリ)
- 緊急通報装置(福祉電話・ペンドントなど)
- Net119・メール119(聴覚や言語機能などに障がいのある方)
- ※動画による119番通報システム(119番通報後に、スマートフォンを活用して指令員が依頼します。)
- ※多言語コールセンター(119番通報後に、通訳オペレータとの三者同時通話。20言語に対応しています。)

救急車を上手に使いましょう!

●もしものときは救急車を利用

救急車や消防車が必要と判断したときは迷わず要請してください。従来の119番通報に加え、日本語が話せない方や耳が不自由な方も安心して通報できる、新たな119番通報手段もあります。

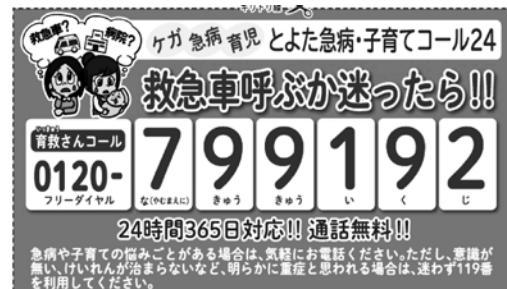
救急車を呼ぶべきか迷う。

とよた急病・子育てコール24

～育救(いっきゅう)さんコール～

救急車が必要か迷う場合は「育救(いっきゅう)さんコール」にご相談ください。

急病に関すること、育児に関することについて医師、看護師等が対応します。



※子ども専用ではありません。どの年代の方でもお使いいただけます。

▶日頃の備えで、「みんなで命を救えるまち」にしましょう

- もしものために、「応急手当」の講習を受講しておきましょう。

▷AEDの設置場所。

豊田市ホームページ内の「AED設置施設一覧」や「とよたiマップ」でAEDの場所を確認できます。

▷応急手当講習を受講したい。

事業所、グループ等の10名以上の団体で受講する場合は、講習内容や開催日時について個別に相談できます。予め日時や講習内容が決まっている公募日に受講する場合には1名から受講可能です。

- お申し込みは最寄りの消防署へ。
- 豊田市ホームページに申し込み方法など、詳しい内容が記載されています。

- 下記①～③の要件を満たす事業所の方は、「まちかど救急ステーション」への登録をご検討ください。

- ①AEDを常時設置している。
- ②営業時間中に、AEDを活用した心肺蘇生処置ができるよう、AEDを提供できる。
- ③応急手当講習の受講者がいる。



豊田税務署からのお知らせ

事業者の方へ



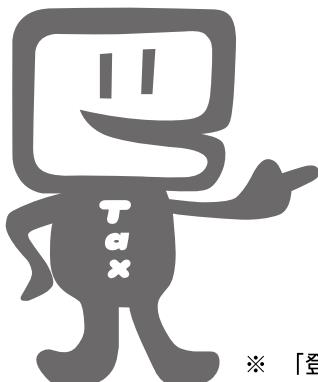
消費税の
インボイス
制度

令和3年10月1日

登録申請 受付開始！

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。

登録申請手続は、e-Tax
をご利用ください !!



- e-Taxソフト(WEB版)、「e-Tax ソフト(SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能

※ 「登録通知」には、令和5年10月以降インボイスに記載が必要な「登録番号」を記載しており、紛失防止等の観点から電子データでの受領をお勧めしています。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



「インボイス制度」 ってナニ?

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存^(※)等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

「インボイス」 ってナニ?

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイスの記載事項

請求書
△△商事㈱
登録番号 T012345...
11月分 131,200円
××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
	...	
合計		120,000円
8%対象		40,000円
10%対象		80,000円
消費税		11,200円
消費税		3,200円
消費税		8,000円

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 取引年月日
③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

登録申請書の 郵送による 提出先

以下のインボイス制度に関する書類を郵送により提出される方は、次の宛先に送付してください。

- ・適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用・国外事業者用）
- ・適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
- ・適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書

名称	所在地	管轄地域
名古屋国税局 インボイス登録センター	〒 461-0001 名古屋市東区泉1丁目17番8号	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県

※インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する書類のみ受け付けています。

全国どこからでも
誰でも参加可能な

オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを講師がわかりやすく解説します。
また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。

開催日時	定 員	費 用	説明会サイトへ
説明会サイトに掲載（随時掲載） ※下記の説明会サイトにアクセスして確認してください。 → https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm	各回 100 名 (先着順)	無料 (通信費用は実費となります。)	

豊田税務署からのお知らせ

税務署へ提出する申告書や届出書などには

マイナンバーの記載が必要です！

税務署へ申告書などを提出する際は、“毎回”

マイナンバーの記載

+

本人確認書類の
提示又は写しの添付

が必要です。

※ e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。



マイナンバー
PRキャラクター
マイナちゃん

本人確認書類（番号確認書類＋身元確認書類）

- マイナンバーカードをお持ちの方は

番号確認と身元確認が1枚でできます。

- マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

- 通知カード※1
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限ります。)
などのうちいすれか1つ※2

身元確認書類

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート

などのうちいすれか1つ

※1 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが
住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

※2 平成30年1月以降、一部の手続について、番号確認書類の提示又は写しの添付を省略することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

もっと便利に！マイナンバーカード

令和3年3月からは、健康保険証とし
ても利用できるようになる予定です。

マイナンバーカードでできることが増え続けています！

○ オンラインで申告

『マイナポータル』や『e-Tax』
を活用して、自宅などから
申告ができます。

(次頁参照)



○ 身分証明書として

運転免許証などと同様、
公的身分証明書として
使用できます。



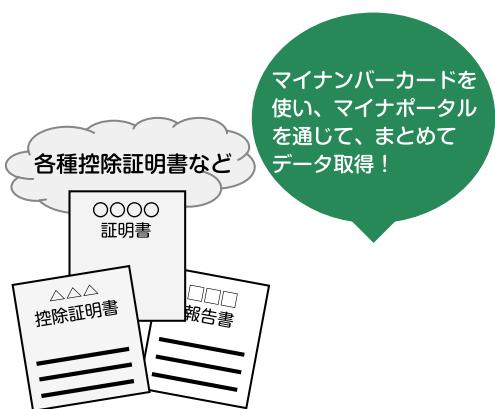
マイナンバーカードはスマホ・パソコン・
郵便などで申請でき、無料で取得できます。



スマホによる
申請は
こちらから！



マイナンバーカードで申告を簡単・便利に！ ～マイナポータルを活用した情報連携～



※ご利用には、控除證明書などの発行主体がマイナポータル連携に対応していることが必要です。

マイナポータルを活用した申告について、詳しくはこちらから！



年末調整（令和2年10月からスタート）

従業員



控除申告書に自動入力・自動計算♪

給与担当者



メールなどで送信

国税庁の「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」などで控除申告書を作成

書類内容の確認や検算の手間が削減

確定申告（令和3年1月からスタート）

納税者



確定申告書に自動入力・自動計算♪



e-Taxで送信

～e-Taxのメリット～

スマホでもっと便利に

確定申告書等作成コーナーでスマホ申告できる方の対象範囲を広げました。今後も便利な機能を追加する予定です。

メリット

いつでも

本人確認書類の提出が不要

確定申告期間中は24時間（その他の期間は平日24時間）、オンラインで申告書の提出ができます。

e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示または写しの添付が不要です。

e-Taxで申告するには？

1

マイナンバーカードを取得



取得には1か月程度かかるよ。
早めの申請がおすすめ！

2

マイナンバーカード対応のスマートフォン又はICカードリーダーを用意

3

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へ

マイナンバーカード対応のスマホ一覧はこちらから！



行事予定

令和3年11月～令和4年1月

日 時	行 事 (会 議)	開催場所
11月	16日 火 14:00 全法連・第16回全国女性フォーラム新潟大会	朱鷺メッセ
	16日 火 16:00 青年部会・署長を囲む会	豊田商工会議所会館 2F 多目的201・202・203
	16日 火 17:15 青年部会・懇談会	キッチンこば軒
	17日 水 14:00 資産税セミナー(第2回)	豊田商工会議所会館 2F 多目的201・202
	17日 水 14:00 業種別(自動車部会)税務研修会 小島プレス工業	小島プレス工業
	18日 木 14:00 広報委員会兼編集会議(第5回)	豊田商工会議所会館 2F 多目的203
	18日 木 生活習慣病予防健診	豊田市民文化会館
	19日 金 生活習慣病予防健診	西部コミュニティーセンター
	22日 月 10:45 厚生委員会(第3回)	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	22日 月 11:15 福利厚生制度推進連絡協議会	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	25日 木 14:00 全法連 青連協役員会等	佐賀市文化会館
	26日 金 9:00 全法連 第35回全国青年の集い(佐賀大会)	佐賀市文化会館
	26日 金 14:00 業種別(自動車部会)税務研修会 豊田鉄工&大豊工業	豊田商工会議所会館 4F 401会議室
	29日 月 14:00 法人税セミナー上級(第2回)	豊田商工会議所会館 2F 多目的201・202
	30日 火 14:00 女連協 情報交換会	名鉄グランドホテル
12月	1日 水 14:30 愛知県法人会運営研究会	名古屋東急ホテル
	2日 木 14:00 業種別(自動車部会)税務研修会 鬼頭工業	豊田商工会議所会館 2F 多目的201・202・203
	13日 月 14:00 組織委員会兼支部長会議(第4回)	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	13日 月 15:00 正副支部長会議(第2回)	豊田商工会議所会館 2F 多目的201・202・203
	14日 火 14:00 税務会計講座(第3回)	豊田商工会議所会館 2F 多目的201・202
	15日 水 10:30 広報委員会兼会報編集会議(第6回)	豊田商工会議所会館 2F 多目的203
	15日 水 16:00 女性部会・役員税務研修会	ホテルトヨタキャッスル 山吹の間
	17日 金 13:30 県内法人会事務局職員研修会	ウインクあいち
	24日 金 14:00 法人税セミナー上級(第3回)	豊田商工会議所会館 2F 多目的201・202
1月	7日 金 14:00 総務委員会(第4回)	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	11日 火 14:00 法人税セミナー初級(第4回)	豊田商工会議所会館 2F 多目的201・202
	13日 木 14:00 決算期別説明会(12・1・2月)	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	14日 金 15:00 正副会長会議(第2回)	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	14日 金 16:00 常任理事会(第2回)	豊田商工会議所会館 2F 多目的201・202・203
	18日 火 14:00 税務会計講座(第4回)	豊田商工会議所会館 2F 多目的201・202・203
	20日 木 11:00 女性部会・新春講演会	ホテルトヨタキャッスル 山吹・中/東の間
	25日 火 16:00 理事会(第3回)	ホテルトヨタキャッスル 華の間
	25日 火 17:15 理事会・懇談会	ホテルトヨタキャッスル 華の間
	27日 木 15:00 県連)第32回理事会、理事・委員合同賀詞交歓会	名古屋マリオットアソシアホテル
	28日 金 14:00 法人税セミナー上級(第4回)	豊田商工会議所会館 2F 多目的201・202・203
	31日 月 14:00 専務理事等会議	大同生命ビル 2F・舞鶴館

新会員紹介 | 令和3年6月～令和3年10月

(株)森商	豊田中	(株)ICHINARU	高岡
(株)ワイテック	高橋松平	オレンジ化成品(株)	小原
ハウジングサイトAXIS(株)	七州	(株)ケンテック	みよし
日本介護サービス(株) につかいテクノ館	七州	(株)ウォームス	みよし
(株)宝工業	豊南		

キリトリ

公益社団法人
豊田法人会 宛

登記事項等異動連絡票

令和 年 月 日

会員名	異動日	令和 年 月 日
異動事項	変更前	変更後
所在地	〒 一	〒 一
フリガナ 法人名		
フリガナ 代表名	役職()	役職()
電話番号		
FAX No.		
資本金	万円	万円
業種目		
決算期	月期	月期
その他		

※該当事項をご記入のうえ、豊田法人会事務局までご連絡願います。

(公社)豊田法人会 事務局／豊田市小坂本町1-25 豊田商工会議所会館 4F

Tel: 0565-33-1314 Fax: 0565-33-6230

受付

表紙の写真

香嵐渓

こうらんけい



豊田市には紅葉の名所がたくさん!



※その年の気候により見頃は変動します。詳しくは各地区観光協会にお問合せください。

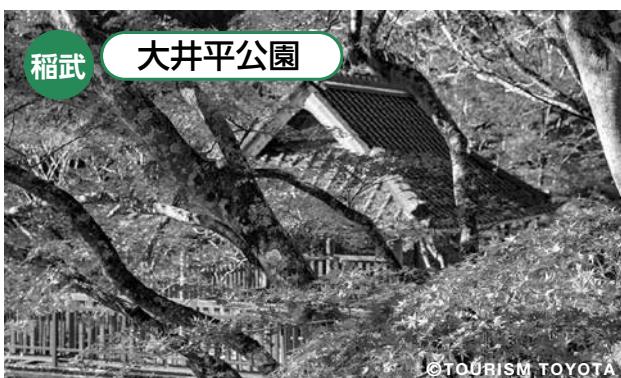
●矢作川支流巴川がつくる渓谷、香嵐渓は、紅葉やカタクリの花などが有名。香積寺11世の三栄和尚が、江戸時代の寛永11年に植樹したことがはじまりとされ、現在では全国屈指の紅葉の名所として約4000本のもみじが彩りを見せます。

見頃 11月中旬～下旬

※気候により見頃は変動します。

場所 豊田市足助町飯盛周辺

問合せ 0565-62-1272(豊田市 足助観光協会)



●稻武の紅葉スポットとして有名な大井平公園には、約520本のカエデやイロハモミジ、イチョウが植えられています。名倉川沿いにあるため、川面にも美しい紅葉が映し出され、風情あふれる景色が広がります。公園内には天保時代に植樹された巨木の森があり、遊歩道も整備されていて、ゆったりと過ごすことができます。紅葉で有名な香嵐渓よりも、ひと足早く紅葉を楽しめるスポットです。

▶見頃 11月上旬～中旬

▶場所 豊田市稻武町大井平5-1

▶問合せ 0565-83-3200(道の駅どんぐりの里いなぶ 観光案内所)
0565-77-6283(いなぶ観光協会)



●松平氏の発祥地として有名な松平郷には、歴史と自然の里として整備された「松平郷園地」の他、徳川家康と松平家の始祖・松平親氏を祀る「松平東照宮」、松平家の菩提寺「高月院」などがあり、歴史的建造物と紅葉のコラボレーションを楽しむことができます。

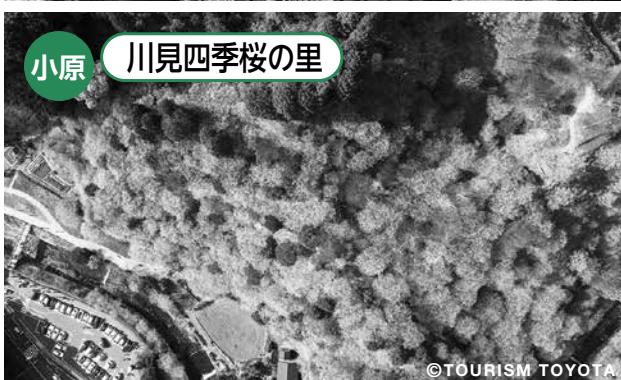
▶見頃 11月中旬～下旬

▶場所 豊田市松平町赤原周辺(松平郷園地)

豊田市松平町赤原13(松平東照宮)

豊田市松平町寒ヶ入44(高月院)

▶問合せ 0565-77-8089(松平観光協会)



●小原地区内には、いたるところに四季桜が植栽されており、その数10,000本以上といわれています。春と秋に花を咲かせる四季桜。秋は10月頃から花を咲かせ、見頃となる11月には、紅葉と四季桜の共演を楽しむことができます。

▶見頃 11月中旬～下旬

▶場所 豊田市川見町堂の洞(川見四季桜の里)

豊田市小原町上平441(小原ふれあい公園)

豊田市永太郎町洞216-1(小原和紙のふるさと)

▶問合せ 0565-65-3808(小原観光協会)

《お出かけの際は新型コロナウイルス感染予防の取り組みにご協力ください》

間違い探し『棒しばり』の答え

①扇子の向き(左上) ②鼻の大きさ(中上) ③手の縛り(右上) ④棒の長さ(左) ⑤前垂れの紋(中央)
⑥三味線の音緒の大きさ(左下) ⑦影の向き(右下)

7つの間違い探し

※上の絵と下の絵には相違点が7カ所あります。

見つかりますかな?(答えは16ページにあります)



【作者紹介】神谷一郎(かみや・いちろう) 専修大学法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。
現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。

法人会会員のみなさまに



keep moving forward

数多の人を繋いだ道。
これからも前進を。

法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。
想いをつないで50年。これまでも、これからも企業の繁栄を
サポートしつづける経営者大型総合保障制度です。

 **Daido** 大同生命保険株式会社

三河支社 豊田営業所
愛知県豊田市小坂本町1-5-10(矢作豊田ビル5F)
TEL 0565-34-0200

 **AIG** AIG損害保険株式会社

名古屋支店
愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)
TEL 052-685-6194

 公益社団法人
豊田法人会

〒471-0034 愛知県豊田市小坂本町1丁目25番地
(豊田商工会議所会館 4F)
Tel : 0565-33-1314 Fax : 0565-33-6230
E-mail main@toyotahojinkai.or.jp

発行日／令和3年11月15日

<http://www.toyotahojinkai.or.jp>